

発注者の皆様へ

公益社団法人みやま市シルバー人材センター

## フリーランス法の施行に伴う契約方法の見直しについて

発注者の皆様におかれましては、日頃より当センター事業にご理解とご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年11月1日から「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」という。）が施行されました。同法は、組織に属さない個人事業者（以下「フリーランスという。」）が安定的に安心して働くことができる環境を整備するための法律であり、当センターの会員も、同法が規定するフリーランスに該当します。

同法では、フリーランスを利用する発注者に対して様々な配慮義務を課していますが、全国のセンターで行っている現在の契約方法では、本来の発注者であるお客様と会員の間に直接的な契約関係がないため、同法の規制を受けることがない形態となっています。

そのため、令和5年10月に厚生労働省が全国のセンターに対して、同法への的確な対応を図るべく契約方法を見直すとの基本的な方針を指示しております。

当センターにおいても、この厚生労働省の基本方針に従い、今年4月より契約方法の見直しを行っております。

新たな契約方式となった場合は、センターの会員に係る消費税の課税関係が変更となります。

具体的には、フリーランスであるセンターの会員は、課税収入が1,000万円以下の消費税免税事業者にあたりインボイスが出せないため、会員に支払う料金は仕入れ課税控除ができず、発注者であるお客様に、新たな納税負担が発生することになります。

なお、センター利用に係る料金に関しましてはインボイス対応なので、今まで同様の仕入れ課税控除ができます。

お客様には、大変ご迷惑をおかけしますが、公益法人であるセンターの設立及び運営の趣旨をご理解いただき、今後とも引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、一般家庭の発注者につきましては、形式的には契約関係が変わることになりますが、実務面では特段変わることはないので、引き続きセンターをご利用いただきますようお願いいたします。

※ 発注者が消費税の簡易課税制度を選択している場合、新たな納税負担は生じません。